



Information Board

くらしの情報

教育

令和6年二十歳のつどい (旧成人式)

- 問** 生涯学習課 ☎801-5682
- 時** 令和6年1月7日①
開場 10時～ 開式 11時～
- 所** 町民文化ホール
- 対** 平成15年4月2日から
平成16年4月1日生まれの方

●令和6年二十歳のつどい 実行委員募集

- 時** 会議 10月から3回程度
- 内** 記念品の選定、催しの企画、式典の進行・運営(司会、二十歳のことば)など
- 申** 電話またはメールで申込み ☎801-5682
✉ n-shogai659-1@nagayo.jp
- 対** 8月23日①

令和5年度長崎県 銃砲刀剣類登録審査会

- 問** 長崎県教育庁学芸文化課 ☎894-3384
- 時** 9月4日①、12月4日①、
令和6年3月4日① 13時～16時
- 所** 長崎県庁行政棟3階 307会議室
(12月4日のみ県北振興局)
- 内** 当日持参するもの
①銃砲刀剣類の現物
②発見届出済証(新規登録者のみ)
③手数料(下記参照)
- 料** 手数料(1件あたり)
新規登録: 6,300円
登録証再交付: 3,500円
※新規登録の場合、専門家の審査の結果、美術的な価値が損なわれているなどのため登録できない場合でも、審査手数料として1振(丁)につき6,300円が必要です。
- 他** 登録証の再交付を申請される方は、長崎県教育庁学芸文化課に必ずお電話ください。銃砲刀剣類登録審査会の案内文書を郵送します。案内文書の持参が無い現物確認審査には応じることができません。

問 問合せ **時** とき
料 料金 **申** 申込み

第60回長与町民文化祭 参加者募集

- 問** 生涯学習課 ☎801-5682
FAX 883-7151
✉ oubou.kyoiku@nagayo.jp
- 申** 窓口またはメール、FAXで申込み
(申込書は町ホームページからダウンロード可)

【舞台部門】 所 町民文化ホール

- 町民芸能祭
- 時** 11月11日①
- 対** 町内在住者または町文化協会員で、主に芸能部門を日頃練習している個人・グループ
- 対** 9月7日①

●町民音楽祭

- 時** 11月12日①
- 対** 町内在住者または町文化協会員で、音楽活動をしている個人・グループ
※生演奏を基本とする
- 対** 9月7日①

【展示部門】 所 町民文化ホール

- 文化作品展
- 時** 11月11日①・12日①
- 対** 町内在住者または町文化協会員で、小学生以上の個人・グループ
(町内小中学校の児童・生徒は、学校作品展に応募してください)
- 内** 部門 文芸・絵画・手工芸・写真・書・生花・園芸
点数 1人1点とする
- 対** 9月28日①

【囲碁大会】 所 老人福祉センター

- 時** 11月12日①
- 申** 電話で申込み 清水(☎080-5042-1742)
- 対** 11月2日①

長崎高等技術専門学校 オープンキャンパス 【実習体験型】

- 問** 県立長崎高等技術専門学校企画広報室 ☎887-5671
- 時** 第3回: 9月10日①
10時30分～15時20分 受付 10時～
- 所** 県立長崎高等技術専門学校
- 対** 入校を検討中の方など高等技術専門学校に興味をお持ちの方
- 内** 実習体験、校概要説明、施設見学
- 申** 参加申込書(ホームページで入手可)またはWEBで申込み

詳しくはこちら



所 ところ **対** 対象 **内** 内容 **定** 定員
対 締切 **他** その他

健康・福祉・介護

障害者福祉医療費 助成制度

- 申・問** 福祉課障害者福祉係 ☎801-5827

支給対象者が医療機関で支払われた保険診療金額の一部を助成する制度です。助成を受けるためには、福祉課で認定手続きが必要です。(所得制限有)

- 対** ①身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
②特定医療費(指定難病)医療受給者証をお持ちの方

※令和5年4月以降についてはこども医療費の対象者拡大に伴い、18歳に達した日の年度の3月31日までは、こども医療費の対象となります。

高次脳機能障害 相談窓口のご案内

- 問** 西彼保健所地域保健課保健福祉班 ☎856-5159

高次脳機能障害とは、脳卒中や交通事故などで脳にダメージを負った後、記憶障害(覚えられなくなったなど)、注意障害(ミスが多くなったなど)、遂行機能障害(段取りが組めなくなったなど)、社会的行動障害(怒りっぽくなったなど)などの症状が出て、日常生活に支障をきたしやすくなるものです。

生活のしづらさを感じ、お悩みの方(本人や家族)は、ぜひ一度ご相談ください。診断がついていない場合でも相談可能です。

知的障害 「ピアサポート相談会」

- 問** 長与町手をつなぐ育成会事務局
山口☎090-8831-0706
池下☎080-5259-6449

- 時** 9月12日① 10時～12時

- 所** 老人福祉センター 2階和室

- 対** 年齢・会員不問

- 内** 1人で抱え込まず、知的障害児(者)に関わる皆様で悩みを話し合いませんか?ピア(当事者・家族)だからこそ分かること、話せることがきっとあると思います。

老人クラブ連合会催し

問 長与町老人クラブ連合会事務局
(長与町社会福祉協議会内)
☎883-7760

他 詳しくはお問合せください。

●町老連 全会長会議(友愛訪問品支給)

時 9月13日☎

所 老人福祉センター大ホール

●町老連 交通安全のつどい

時 9月20日☎

所 老人福祉センター大ホール

環境

精霊流しに伴う精霊船の集積所の設置について

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

精霊流しは伝統的慣習であるため、例年通り集積場所を設置します。

時 8月15日☎18時～21時※時間厳守

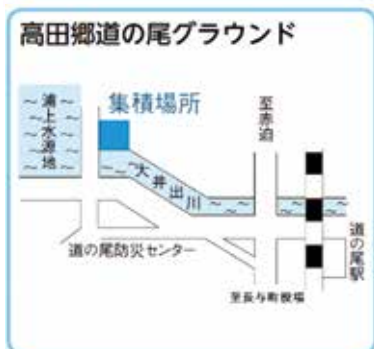
所 指定集積場所

- ・斉藤郷西側埋立地
- ・高田郷道の尾グラウンド

他 供物など 集積場所の専用回収箱へ
※こも包みの中に、缶やビンなどの
不燃物を入れないでください。

回収できないもの

LED、バッテリー類、瓦など



一般家庭・公共施設からの もやせるゴミ排出量・ 紙類の資源化量の比較

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

もやせるごみ

月	排出量	前年度比
6月分	560,310kg	+6,680kg
累計	1,679,530kg	▲96,440kg

リサイクルできる紙類

月	排出量	前年度比
6月分	42,930kg	▲750kg
累計	166,030kg	▲7,700kg

紙類は種類ごとに回収していますので
ご注意ください。また、紙類に限らず、ごみは朝8時までに出しましょう。

食中毒を防ごう! 8月は食品衛生月間です

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

気温・湿度が高くなる初夏から初秋にかけては食中毒が発生しやすい時期です。ご家庭での食品の取り扱いには十分注意しましょう!

【食中毒予防の三原則】

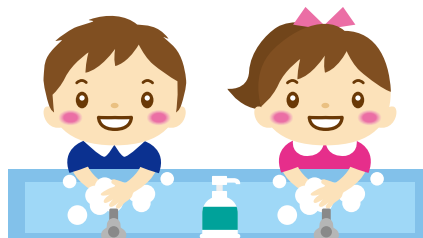
菌をつけない・ふやさない・やっつける

●家庭内での予防のポイント!

- ①購入時に消費期限をチェック
- ②食材はすぐに冷蔵庫へ入れる量は7割程度を目安に
- ③台所を清潔にして、ごみをこまめに捨てる
- ④十分加熱する
- ⑤食べる前に手をよく洗う
- ⑥余った食べ物を温め直す時は、75℃を目安に十分加熱する

衛生的な食材でも、自分の手が汚れては意味がありません。まずは手洗いをするように心がけましょう。

詳しい食中毒の
予防はこちらを
ご覧ください



石綿(アスベスト)の 事前調査が 必要になりました

問 西彼保健所環境保全班☎856-5022

石綿(アスベスト)の飛散防止のため、令和4年4月から、解体工事やリフォーム工事などを行う前に、施工業者が建材などの石綿の有無を事前に調査し、県に報告いただくことが義務化されました。

また、令和5年10月からは、資格者が事前調査を実施することが義務付けられます。事業者および施主の皆さまにもご理解をいただくようお願いします。

詳しくは「石綿総合情報ポータルサイト」で検索またはお問合せください。

石綿総合情報
ポータルサイト



フロン類は強力な 温室効果ガスです!

問 西彼保健所環境保全班☎856-5022

冷媒などに使用されるフロン類は、オゾン層を破壊するだけでなく、二酸化炭素の100倍～1万倍の強力な温室効果があり、地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。業務用エアコンや冷凍冷蔵庫を管理されている方は以下のことをお守りください。

- ①機器を使用しているとき
簡易点検:3か月に1回以上の実施
定期点検:(圧縮機の定格出力が7.5kw以上の機器)1～3年に1回の専門業者による点検
※点検記録は機器廃棄後3年間保存してください。

- ②機器を廃棄するとき
フロン類を回収しない場合、行政処分および刑事処分(50万円以下の罰金)の対象となります。

- ・フロン類の回収を第1種フロン類充填回収業者へ依頼してください。
- ・引取証明書は3年間保存してください。

詳しくは、
「フロン法ポータルサイト」
で検索してください





Information Board

くらしの情報

くらし

町県民税第2期の納期限は 8月31日(木)です

問 税務課住民税係 ☎801-5785

納期限までに、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めましょう。スマートフォンによるモバイル決済や、eLTAX地方税お支払いサイトでの納付もできます。口座振替の方は残高不足にご注意ください。

地方税
お支払いサイト



8月～10月に 農地パトロールを 実施します

問 農業委員会農政農地係☎801-5837

町農業委員会では、年に1回農地パトロールを実施しています。パトロール時には調査員が農地および農地に続く道路などに立ち入らせていただく場合があります。住民の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。なお、調査員は写真のような緑色の腕章を着用して調査を行います。



都市計画法 第17条第1項の規定により 縦覧を行います

問 都市計画課計画係 ☎801-5839

時 8月8日(火)～22日(火)
8時45分～17時30分
(※土日祝を除く)

所 都市計画課

内 ①長崎都市計画公園(尻無川公園)
②長崎都市計画道路(釜田線)
③長崎都市計画土地区画整理事業(高田南土地区画整理事業)の変更

他 期間中は意見書を提出することができます。

問 問合せ 時 とき
料 料金 申 申込み

「こどもの人権相談」 強化週間

問 長崎地方法務局人権擁護課
☎820-5982

学校におけるいじめや家庭内における児童虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、専用電話相談窓口を開設しています。ひとりで悩まず、電話してください。

電話相談窓口
☎0120-007-110 (全国共通・無料)

時 8月23日(水)～29日(火)
8時30分～19時(土日は10時～17時)

人権相談・行政困りごと なんでも相談

問 総務課行政係 ☎801-5781

合同相談所を開設しています。事前予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。相談は無料で、秘密は堅く守られます。

【人権相談特設相談・
行政困りごとなんでも相談】

- 時 8月22日(火) 13時～16時
- 所 北部地区多目的研修集会施設
- 時 9月19日(火) 13時～16時
- 所 長与町公民館

人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、隣近所とのトラブルなど、人権に関する様々な相談を受付けます。

【常設人権相談所(長崎地方法務局)】

時 月曜日～金曜日
8時30分～17時15分(祝日を除く)

所 長崎地方法務局☎0570-003-110

行政困りごとなんでも相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国の仕事など、行政に関する苦情や要望を受付け、解決や改善を図ります。
長崎行政監視行政相談センター☎849-1101

県下一斉

「こどもの人権・女性の悩みごと 相談所」を開設します!

いじめ、児童虐待、DV、家庭内・男女間トラブルなどこどもと女性の人権問題に関する特別相談所を開設します。お気軽にお越しください。

時 8月19日(土)
9時30分～12時30分

所 長与町公民館

所 ところ 対 対象 内 内容 定 定員
☑ 締切 他 その他

2月・8月は 北方領土返還運動 全国強調月間

問 総務課行政係 ☎801-5781

北方領土の日の月である2月と旧ソ連が北方四島の占拠を開始した月である8月を強調月間とし、全国各地でイベントが行われています。

北方領土問題の解決に向けて、国民1人1人がこの問題について正しく理解し、北方領土の返還を求める想いを政府に伝え、ロシアとの外交交渉に繋げていきましょう。

● 北方領土とは

北海道本島の北東洋上に連なる歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の島々のことで、日本固有の領土です。しかし、ロシアによる法的根拠のない占拠が今なお続いています。



※イメージ写真

令和5年度 長崎県下水道排水設備工事 責任技術者試験

申・問 NBC情報システム株式会社
ビジネスアウトソーシング本部
下水道責任技術者係☎825-1541
〒850-0058長崎市尾上町5-6
NBCビル

時 11月12日(土)13時～16時

所 公益財団法人長崎県建設技術研究センター(略称ナーク)(大村市)

料 8,000円

対 受験資格

学歴に応じて下水道工事などの実務経験が必要

申 郵送(簡易書留、消印有効)または持参
※町上下水道課での受付は不可

☑ 9月1日(金)～19日(火)(消印有効)

他 受験案内書はNBC情報システム株式会社および町水道局ホームページからダウンロード可

ポリテクセンター長崎 10月受講生募集

問 ポリテクセンター長崎 訓練課
☎0957-22-2324
または最寄りのハローワーク窓口

●10月入所コース

時 施設見学会 8月9日(水)、23日(水)
選考日 9月6日(水)
合格発表 9月15日(金)
訓練期間 10月3日(水)～3月29日(金)

内 機械CAD科、板金・溶接科、電気設備技術科、設備管理科、住宅リフォーム技術科

料 無料(テキスト代など自己負担)

募 募集期間 8月28日(日)

ホームページ



求人

警察官・警察事務職員募集

問 県警察本部警務課人材育成室採用係☎820-1504

●警察官Ⅲ類(高卒程度)

時 第1次試験 10月15日(日)

●警察事務(高卒程度)

時 第1次試験 9月24日(日)

8月10日(水)

他 応募資格など詳しくはホームページをご覧ください。



自衛官募集

申・問 自衛隊琴海地域事務所☎884-2809

詳しくはお問合せください。

対 18歳以上33歳未満

●自衛官候補生 随時受付

●一般曹候補生 9月5日(水)

水道検針員登録者募集

問 上下水道課料金総務係
☎801-5831

対 応募資格

- ・満20歳から50歳未満の心身共に健康で体力に自信のある方
- ・水道料金、下水道使用料に滞納がないこと
- ・町内在住者で1年間毎月業務に従事できること
- ・原動機付自転車以上の免許取得者
- ・複数年働いていただける方

内 毎月(9日～14日)の水道検針業務

申 窓口にて申込書に記入

他 詳しくは町ホームページおよび水道局ホームページをご覧ください。

町環境サポーター会員 募集中!

問 住民環境課環境係 ☎801-5824

長与環境サポーター連絡協議会は、町内各所で環境に関するさまざまな活動を行なっています。加入を希望される方は、環境係までご連絡ください。

●生ごみ減量実践研究部会

ごみ減量のため、生ごみの堆肥化に取り組んでいます。ごみの減量活動だけでなく、各イベントでの啓発活動、生ごみを堆肥化したものを利用した花の栽培などの活動を行っています。

●ごみ分別指導部会

町内の清掃活動や自治会に出向き、楽しく分かりやすく、ごみの分け方・出し方などの説明を行っています。説明会では、地区別ごみ収集カレンダーには記載されていない詳細な内容まで説明するため、大変好評です。また、各イベントでごみの分別の呼びかけやごみステーションの清掃活動などを行っています。

健康・福祉・介護

集団健診のお知らせ

申・問 長崎県健康事業団予約センター

受付時間 8時30分～17時15分(土日祝日除く) ☎0120-611-711

時 9月21日(水)午前・22日(木)午前 **所** ふれあい・健康センター

募 申込期間 8月17日(水)～9月1日(金)

他 健診は、医療機関での受診も可能です。詳しくは4月に各世帯へ配布している「令和5年度長与町健康診査のお知らせ」をご覧ください。

集団健診について
(町ホームページ)



	対象者	検診の種類	備考
長与町 国民健康保険 加入者	40～74歳の男女	特定健診	受診券必要 (5月発送済)
	30・35・40・45・50・55・60・65歳の男女	胃がんリスク健診	受診券必要 (5月発送済)
	19～39歳の男女	国保若年健診	
後期高齢者 医療制度加入者	後期高齢者医療制度加入者	後期高齢者健診	受診券必要 (手元にない方はご連絡ください)
長与町民	40歳以上の男女	各種がん検診(肺・胃・大腸)、肝炎ウイルス検診	胃がん検診は昨年度受けた方は対象外
	40歳以上の女性	乳がん検診	乳がん検診は昨年度受けた方は対象外
	20歳以上の女性	子宮がん検診	子宮がん検診は昨年度受けた方は対象外
	19～39歳の男女	若年健診	
	19歳以上の生活保護受給者	生保の健診	



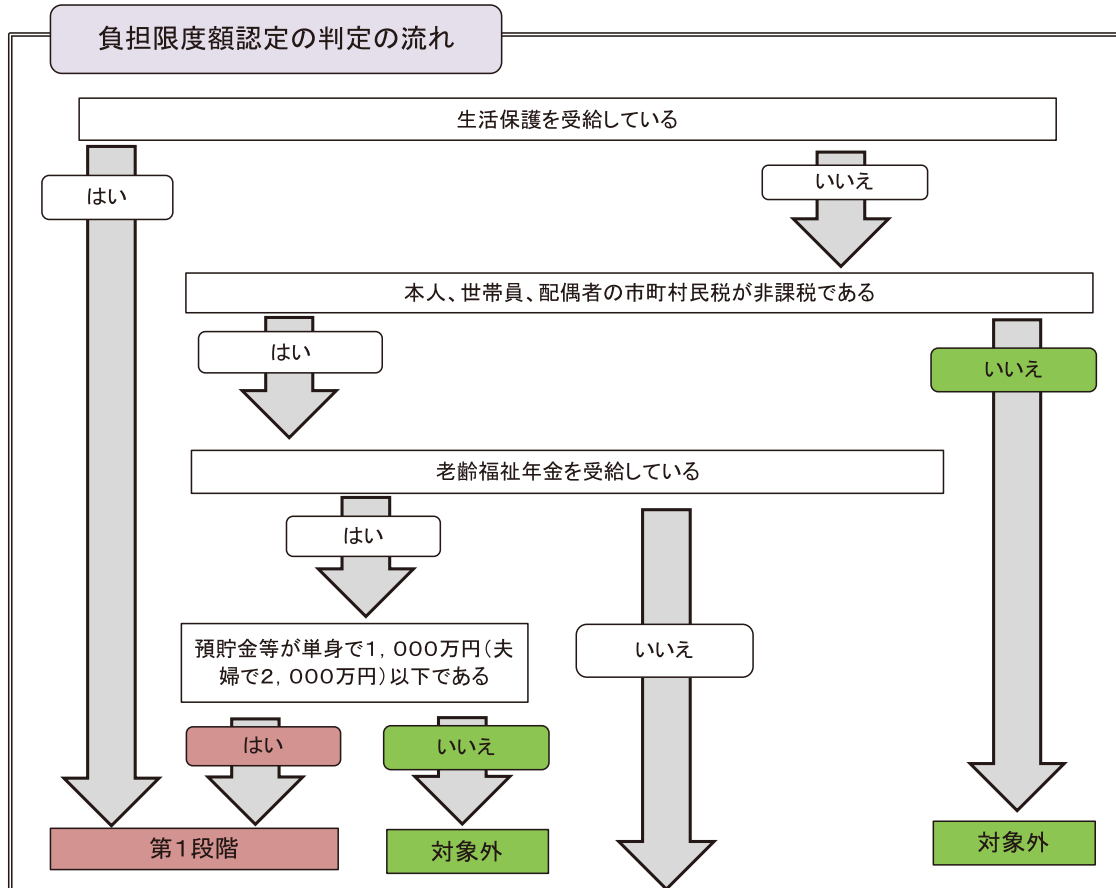
問 問合せ 時 とき 所 ところ 対 対象 内 内容 定 定員
 料 料金 申 申込み 締 締切 他 その他

居住費と食費の負担軽減（負担限度額認定）について

問 介護保険課認定給付係 ☎801-5823

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する際の居住費・食費について、非課税世帯で一定の条件を満たした方は負担軽減制度を利用できます。※申請が必要です。

対象となれば所得に応じた【自己負担の上限（限度額）】が設けられ、これを超える利用者負担はありません。限度額を超えた分は、介護保険から給付されます。



利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況 ^{※2}
第2段階	前年の年金収入等 ^{※1} が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階①	前年の年金収入等 ^{※1} が80万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階②	前年の年金収入等 ^{※1} が120万円超	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※1 公的年金等収入額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額
 ※2 各段階に応じて設定されている資産を超えた場合は対象外となります。
 ※3 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

利用者負担段階	負担限度額（日額）				食費 （ ）は短期入所サービス
	従来型個室 （ ）は介護老人福祉施設、 短期入所生活介護	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	
第1段階	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 (600円)
第3段階①	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 (1,000円)
第3段階②	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 (1,300円)